

休業要請支援金申請の流れ

1. 大阪府ホームページから受付ページへ

「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」の申請受付を開始します。

まずは申請の流れについて、[こちら「PDFファイル／115KB」](#)をご覧ください。

※現在コールセンターが非常に混み合っております。お電話される前に、[「よくあるお問合せ」](#)をご確認ください。

募集要項をお読みいただき、申請に必要な書類を令和2年5月1日以降に、郵送により提出してください。

募集要項等は以下のとおりです。(必ず募集要項をお読みください)

- [休業要請支援金\(府・市町村共同支援金\)募集要項「PDFファイル／500KB」](#)
- 申請書類の様式
 - ・申請書(様式1) [※Web受付ページ](#)から入力してください。
 - ・申請要件確認書(様式2) [「PDFファイル／81KB」](#) [記入例「PDFファイル／125KB」](#)
 - ・誓約書(様式3) [「PDFファイル／72KB」](#) [記入例「PDFファイル／117KB」](#)
 - ・チェックリスト(法人用) [「PDFファイル／99KB」](#) **【追加】**
 - ・チェックリスト(個人事業主用) [「PDFファイル／110KB」](#) **【追加】**
- [ちらし「PDFファイル／128KB」](#)
- [支援金対象・対象外施設一覧](#)

2. 法人の方、個人事業主の方それぞれの選択

Web受付ページ

法人の方はこちらから(外部サイト)

個人事業主の方はこちらから(外部サイト)

Web受付への入力完了すると、入力内容が反映した申請書(様式1)をダウンロードすることができます。

押印のうえ、その他の「申請に必要な書類」を添付して、次の宛先に必ず青色レターパック(郵便物の追跡ができます)で郵送してください。

3. Web受付のため受信できるメールアドレスを入力し、送信ボタンを押します。



【URLのご案内】＜個人事業主用＞休業要請支援金（府・市町村共同支援金）Web受付

以下の入力欄へメールアドレスを入力し、送信ボタンを押してください。
＜個人事業主用＞休業要請支援金（府・市町村共同支援金）Web受付フォームのURLを送信いたします。

※迷惑メール防止機能等を設定されている場合、メールが届かないことがあります。
・ドメイン指定受信設定をされている場合は、「form.kintoneapp.com」からのメールが受信できるようご設定ください。
・メールアドレス指定受信設定をされている場合は、「noreply@form.kintoneapp.com」からのメールが受信できるようご設定ください。
(設定方法は携帯電話のキャリアや販売店にお問い合わせください。)

メールアドレス *

✓ 送信

4. 送られてくる申請フォームに入力

<個人事業主用> 休業要請支援金（府・市町村共同支援金）Web受付

1. 申請者の情報

屋号 *

屋号（フリガナ） *

主たる事務所所在地の郵便番号 *

ハイフンは不要

主たる事務所所在地（都道府県） *

主たる事務所所在地（市町村） *

 ▼

主たる事務所所在地（区町字名、番地等） *

(1) 申請者情報

法人

法人番号

所在地

代表者情報など

個人

屋号

住所

代表者情報など

（２）休業要請等対象施設の情報

施設所在地

施設の種類

（遊興施設・劇場等・集会、展示施設・運動、遊戯施設・
文教施設・大学、学習塾等・博物館等・ホテル又は旅館・
商業施設・食事提供施設）

（３）支援金振込口座に関する情報

御振込口座情報

（銀行コード・支店コードの記入必要）

最終「確認」ボタンを押して入力完了！

様式がダウンロードできる画面になります。

＜法人用＞休業要請支援金（府・市町村共同支援金）Web受付 Myページ



申請書様式のダウンロード

※スマートフォン等で、「申請書様式のダウンロード」ボタンを押しても申請書が表示されない場合は以下の手順をお試しください。

- ① MyページのURL（登録完了メールにも記載されている本ページのURL）をコピーしてください。
- ② 「Safari」または「Chrome」アプリを開き、アドレスバーへ①のURLを貼り付けでMyページを表示してください。
- ③ 「申請書様式のダウンロード」ボタンを選択し、申請書が表示されることをご確認ください。

※申請書様式をスマートフォンからコンビニで印刷（ネットプリント）する手順は、以下をご参考ください。

■ セブン-イレブン かんたんnetprint

https://www.printing.ne.jp/support/mobile/appli_netprint_k.html

■ ファミリーマート/ローソン等 PrintSmash(プリントスマッシュ)

<https://networkprint.ne.jp/printsplash/ja/detail.html>

受付番号

〇〇〇〇〇〇

後ほど以下の完了メールが届きます。

このメッセージは、システムより自動送信されています。
返信は受け付けておりません。

受付番号：〇〇〇〇〇〇

この度は、休業要請支援金（府・市町村共同支援金）Web受付への入力ありがとうございます。
下記URLより申請書様式をダウンロードいただき、押印のうえ、「申請に必要な書類」を添付して次の宛先に郵送してください。

[URL]

[申請書類の郵送先]

〒540-0029

大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか内

休業要請支援金（府・市町村共同支援金）申請事務局

※申請に必要な書類については、下記HPからご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index.html>

大阪府

5. 必要書類の送付

(1) 必要書類の送付

①申請書

②申請書要件確認書

③誓約書

~~④チェックリスト~~ (4/30更新により提出不要になりました)

⑤その他必要書類

(チェックリストや大阪府ホームページをご確認ください)

(2) 送付先

〒540-0029

大阪府中央区本町橋2番5号マイドームおおさか内
休業要請支援金（府市町村共同支援金）事務局

※必ずレターパックライトにて郵送してください

主なQ&A

(詳しくは大阪府ホームページにてご確認ください)

Q. 休業期間について、全面的な協力とありますが、4月14日から休業が必要ですか？

A. 原則として、令和2年4月14日から5月6日までの全ての期間において休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力をいただく必要があります。
なお、休業等に向けた準備期間を考慮し、4月21日から5月6日までの全ての期間において休業にご協力をいただいた方も支援金の支給対象とします。

Q. 少なくとも4月21日から5月6日までの全ての期間において休業する必要があるとのことですが、21日は店舗を開けてしまいました。支援金はもらえないのですか？

A. この場合、支援金の支給対象となりません。少なくとも4月21日から5月6日までの全ての期間において休業等にご協力いただく必要があります。

Q. 10時～18時まで営業している飲食店です。4月14日から終日休業しているのですが、休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか？

A. この事例の場合、支援金の支給対象となりません。
営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにありますので、もともと5時から20時の範囲内で営業している飲食店は休業要請等の対象外となります。

Q. 休業要請等がされている商業施設のうち、100㎡以下の広さの場合は、適切な感染防止対策を徹底の上で営業可能となっています。現在、80㎡の金券ショップ（休業要請施設）を運営していますが、休業した場合には休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか？

A. 社会生活を維持する上で必要な施設及び社会福祉施設等以外の店舗や事業所は、原則として休業をお願いしています。従って、100㎡以下であっても、休業した場合は支援金の支給対象となります。

Q. 週に数回レンタルスペース等を借りて、そろばん教室をしていましたが、休業要請を受けて休業しています。賃貸借契約を結んでおらず、随時施設を予約して借りているのですが、休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか？

A. 継続的な賃貸借契約等を行っていない場合は、施設の運営事業者とは言えず、支援金の支給対象にはなりません。